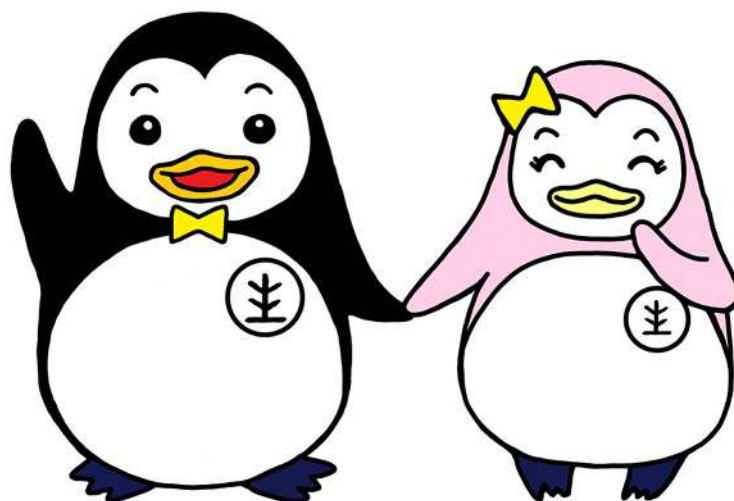


鏡石町再犯防止推進計画



令和8年3月

鏡石町

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 計画の基本方針

- 1 基本方針
- 2 重点事項

第3章 取組事項

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 就労・住居を確保するための取組の推進
- 3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化
- 4 非行の防止・学校と連携した就学支援

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成27年から令和3年まで戦後最少を更新続け、令和4年度以降はやや増加に転じたものの、全体として比較的安定した状況にあります。検挙人数の約半数を再犯者が占めており、再犯防止対策が重要な課題となっている。

このような中、国では平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定され、福島県においても令和3年3月に「福島県再犯防止推進計画」が策定された。

本町においても、再犯防止等に関する取組を推進するため「鏡石町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者が社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら円滑に社会復帰できるように支援することで、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

2 計画策定の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定する。

3 計画の期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

なお計画期間であっても、社会情勢の変化や国・県の計画見直し等を踏まえて、必要に応じ見直しを行う。

第2章 計画の基本方針

1 基本方針

再犯防止推進法の第3条の「基本理念」や、国の再犯防止計画及び福島県再犯防止推進計画を基本とし、本計画が具体的で実効性のあるものとなるように関係機関等と連携を図りながら取り組む。

2 重点事項

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、次に掲げる四つの取組を重点的に推進する。

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 就労・住居を確保するための取組の推進
- 3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化
- 4 非行の防止・学校と連携した就学支援

第3章 取組事項

1 広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないように、再犯の防止と犯罪をした者等の更生の取組において町民の理解を深め、協力して犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていくため、広報・啓発活動に努める。

①「社会を明るくする運動」の推進

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」を通じて、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において活動の推進を図る。

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間となっており、本町においては、強調月間に合わせて、町施設で内閣総理大臣メッセージ伝達式を実施した後、保護司等が駅やスーパー等でチラシの配布やのぼり旗を設置し周知を図る。また、広報7月号に「社会を明るくする運動」についての記事を掲載する。

②更生保護団体の活動支援

犯罪をした者等の立ち直りの支援や、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため活動している保護司会や更生保護女性会の活動を周知し、町民の理解を深める。

2 就労・住居を確保するための取組の推進

仕事に就いてない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比較すると約3倍になっており、不安定な就労が再犯リスクに結びついている。また、刑務所満期出所者の約半数が適当な居住先が確保されないまま出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間は、居住先が確保されている者と比較して短くなっていることが明らかになっている。これらのことから、再犯を防止するために関係機関と協力し、就労先及び住居の確保のための支援に努める。

①就労に向けた相談・支援

生活困窮者自立支援制度等を活用して、犯罪をした者等の就職、就労定着を図る。また、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図る。

県生活自立サポートセンターと連携しながら、生活困窮者に対する相談、就労支援を実施する。

②住居の確保

住居の無い方に対しては、県社会福祉協議会が実施している一時生活支援事業を紹介し、一時的な生活の場の提供を行うなど住居の確保に向けた相談に対応する。

3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化

高齢者が出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代の中で最も高く、また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっていることから、行政・福祉サービスを適切に提供できるように関係団体と連携を強化する。

①保健医療、福祉サービスの利用支援

保健医療・福祉サービスを適正かつ適切に受けられるよう情報提供を行うとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会、障害者相談支援事業所等の関係機関と連携して利用を支援する。

②成年後見制度の利用促進

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な犯罪をした者等が介護福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理ができるように成年後見制度の利用について情報提供する。

4 非行の防止・学校と連携した就学支援

非行は家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っていて発生している。非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支えることが重要となる。

①相談体制の充実

教育や子育てに悩んだときに相談を行うことができる体制を整える。

②非行の防止と就学支援

小・中学校や関係機関と連携し、情報共有を図りながら、非行の防止と必要な修学支援を実施する。

参考

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的

連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

（特性に応じた指導及び支援等）

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

（就労の支援）

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等

必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に資するため必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受け取ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二條 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三條 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四條 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

鏡石町再犯防止推進計画

(令和8年4月～令和13年3月)

発行 令和8年3月 鏡石町

編集 鏡石町 福祉こども課

〒969-0404 福島県岩瀬郡鏡石町東町 286 番地

電話 0248-62-2210

FAX 0248-62-6019